



# 山形県公報

令和6年6月28日(金)  
第515号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託……………(子ども成育支援課) ……718
- 種畜証明書の交付の通報……………(畜産振興課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……721
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……722
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定……………(道路保全課) ……723
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による  
通行方法……………(同) ……同
- 車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定及び同令第10条第2項の規定による  
通行方法……………(同) ……724
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………727
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………729
- 資金管理団体の指定……………同
- 資金管理団体の届出事項の異動……………730

### 企業局関係

#### 告 示

- 昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の  
一部改正……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(総務厚生課) ……同

### そ の 他

- 県営住宅入居者の一般公募……………(建築住宅課) ……731

**告 示**

**山形県告示第484号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の収納の事務を委託した。

令和6年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地及び指定年月日  
 社会福祉法人日本保育協会  
 東京都千代田区麴町一丁目6番地2  
 令和6年3月26日
- 2 委託業務の名称  
 保育士登録業務
- 3 委託した収納の事務に係る歳入  
 保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料
- 4 委託契約の期間  
 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

**山形県告示第485号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

令和6年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称 (氏 名)
11415411504	牛	黒毛和種	福 福 照 (全和黒原5881)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産研究所
11351294988	同	同	冬 景 21 (全和黒原5953)	同	同
11353388814	同	同	美 結 喜 (全和黒原6022)	同	同
11527804683	同	同	翼 満 開 (全和黒原6126)	同	同
11432620422	同	同	幸 紀 陸 (全和黒原6206)	同	同
11372427792	同	同	美 勝 喜 (全和黒原6253)	同	同
11385295593	同	同	福 秀 165 (全和黒15517)	同	同
11341001787	同	同	美 津 勝 桜 (全和黒15714)	同	同
11569111589	同	同	丸 藤 3 (全和黒原6391)	同	同
11569111763	同	同	七 福 久 (全和黒原6392)	同	同

11628358290	同	同	久 国 桜 (全和黒15763)	同	同
11600711068	同	同	福 姫 桜 (全和黒15843)	同	同
11402424920	同	同	紀 多 桜 (全和22子山形黒 1402424920)	同	同
11658183503	同	同	福 之 音 (全和22子山形黒 1658183503)	同	同
11377462651	同	同	神 無 月 4 乃 2 (全和22子山形黒 1377462651)	同	同
32106010001	豚	ランドレー ス種	ヤマガタ ルーク ヤマガタ 7 0003 (日豚L種L L 06 -A000053)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚研究所
32106010002	同	大ヨーク シャー種	ユーロン ミヤボ ク ヤマガタ 2 0002 (日豚W種WW06 -A000025)	同	同
32206010001	同	同	ユーロン ミヤボ ク ヤマガタ 5 0003 (日豚W種WW06 -A000032)	同	同
31906010007	同	デュロック 種	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 5 0006 (日豚D種D D 06 -A000192)	同	同
32006010008	同	同	フューチャー ユ メサクラエース ヤマガタ 3 0004 (日豚D種D D 06 -A000230)	同	同
32106010004	同	同	ユメサクラエース サリー ヤマガタ 4 0005 (日豚D種D D 06 -A000240)	同	同
32106010005	同	同	ユメサクラエース サリー ヤマガタ 4 0006 (日豚D種D D 06 -A000241)	同	同

32206010002	同	同	ユメサクラエース フューチャー ヤ マガタ 4 0007 (日豚D種D D06 -A000268)	同	同
32306010001	同	同	フューチャー ユ メサクラエース ヤマガタ 1 0008 (日豚D種D D06 -A000276)	同	同
32306010003	同	同	フューチャー ユ メサクラエース ヤマガタ 2 0003 (日豚D種D D06 -A000282)	同	同
31906010010	同	パークシャ ー種	ラセツター オカ 15 ヤマガタ 1 0005 (日豚B種B B06 -A000040)	同	同
32006010010	同	同	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 3 0004 (日豚B種B B06 -A000047)	同	同
32006010011	同	同	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 4 0002 (日豚B種B B06 -A000051)	同	同
32106010007	同	同	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 5 0002 (日豚B種B B06 -A000054)	同	同
32206010004	同	同	ラセツター オカ 15 ヤマガタ 7 0005 (日豚B種B B06 -A000065)	同	同
32206010006	同	同	ラセツター デイ ツシヤム ヤマガ タ 1 0003 (日豚B種B B06 -A000069)	同	同

32306010006	同	同	ドイツシヤム ラセッター ヤマガ タ 1 0002 (日豚B種B B06 -A000075)	同	同
32306010007	同	同	ドイツシヤム ラセッター ヤマガ タ 1 0007 (日豚B種B B06 -A000077)	同	同
32406010001	同	ランドレー ス種	ルーク ヤマガタ ヤマガタ 2 0007 (日豚L種L L06 -A000058)	同	同

**山形県告示第486号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大塚北部地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営大塚北部地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

川西町役場

3 縦覧に供する期間

令和6年6月28日から同年7月29日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第487号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山 辺 町	1 者	東村山郡山辺町宮の前16番ほか170筆
寒河江市	1 者	寒河江市大字白岩字江中郷6140番 1
河 北 町	4 者	西村山郡河北町大字岩木字童子3076番ほか17筆
村 山 市	1 者	村山市大字名取字中原西3936番 2
新 庄 市	3 者	新庄市大字萩野字赤坂東82番ほか10筆
最 上 町	1 者	最上郡最上町大字向町字鶴田前2467番ほか36筆
南 陽 市	2 者	南陽市中ノ目字橋本1387番 2 ほか 2 筆
長 井 市	2 者	長井市時庭字豊里2239番ほか 4 筆
鶴 岡 市	6 者	鶴岡市羽黒町後田字中島138番ほか14筆
庄 内 町	1 者	東田川郡庄内町立谷沢字宮ノ下37番ほか70筆
遊 佐 町	2 者	飽海郡遊佐町庄泉字下中谷地169番ほか 6 筆

2 認可年月日  
令和6年6月12日

**山形県告示第488号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年6月28日から同年7月12日まで縦覧に供する。

令和6年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 円能寺砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 酒田市中野俣字備畑前41-1地先から  
同 村下31-10地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年6月28日

**山形県告示第489号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
天童市大字清池地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和6年7月10日から同年9月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第490号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和6年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	指定する区間	
	起 点	終 点
主要地方道新庄次年子村山線	村山市大字本飯田字西山2498番1	村山市大字櫛山字金谷原4600番442
一般県道赤坂真室川線	新庄市大字昭和字昭和935番3	新庄市大字昭和字昭和932番1
一般県道村山大石田線	村山市大字名取字清水北3123番135	村山市大字名取字湯沢2112番2

2 指定する期日 令和6年7月1日

**山形県告示第491号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和6年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	指定する区間	
	起 点	終 点
主要地方道新庄次年子村山線	村山市大字本飯田字西山2498番1	村山市大字櫛山字金谷原4600番442
一般県道赤坂真室川線	新庄市大字昭和字昭和935番3	新庄市大字昭和字昭和932番1
一般県道村山大石田線	村山市大字名取字清水北3123番135	村山市大字名取字湯沢2112番2

2 指定する期日 令和6年7月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

**山形県告示第492号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度が同項各号に定めるものである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和6年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道345号	飽海郡遊佐町北目字田屋敷90番2	飽海郡遊佐町菅里字菅野310番11
主要地方道新庄次年年子村山線	村山市大字本飯田字西山2498番1	村山市大字櫛山字金谷原4600番442
一般県道赤坂真室川線	新庄市大字昭和字昭和935番3	新庄市大字昭和字昭和932番1
一般県道村山大石田線	村山市大字名取字清水北3123番135	村山市大字名取字湯沢2112番2

2 指定する期日 令和6年7月1日

3 通行方法

1の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折に当たっての誘導

次の表の左欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる区域に所在する交差点を右折して同表の右欄に掲げる道路に入るときは、他の車両又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置すること。

道 路	交 差 点	道 路
主要地方道新庄次年年子村山線	村山市大字櫛山	村山市道金谷原北線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する限度超過車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行すること。

**山形県告示第493号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

〃	みずほ支店	〃	みずほ二丁目20番地6	〃	〃
〃	東泉支店	〃	下安町16番地の8	〃	〃

を

〃	みずほ支店	〃	みずほ二丁目20番地6	〃	〃
---	-------	---	-------------	---	---

に、

〃	若浜町支店	酒田市みずほ二丁目20番地6	〃	〃
---	-------	----------------	---	---

を

〃	若浜町支店	酒田市みずほ二丁目20番地6	〃	〃	
〃	東泉支店	〃	本町三丁目10番1号	〃	〃

に改める。

別表第3中

〃	大山支店	〃	大山二丁目16番33号
〃	酒田中央支店	酒田市中町二丁目5番10号	

を

〃	酒田中央支店	酒田市中町二丁目5番10号
---	--------	---------------

に改める。

別表第4中

〃	若竹町支店	〃	若竹町二丁目4番5号	〃	〃
〃	新橋支店	〃	新橋二丁目26番地の18	〃	〃

を

〃	若竹町支店	〃	若竹町二丁目4番5号	〃	〃
---	-------	---	------------	---	---

に、

〃	三瀬支店	〃	本町一丁目9番7号	〃	〃
---	------	---	-----------	---	---

を

〃	大山支店	〃 本町一丁目9番7号	〃 〃
〃	三瀬支店	〃	〃 〃

に、

〃	酒田営業部	酒田市中町二丁目5番10号	〃 〃
---	-------	---------------	-----

を

〃	新橋支店	酒田市中町二丁目5番10号	〃 〃
〃	酒田営業部	〃	〃 〃

に改める。

別表第6中

〃	〃	余目字 土堤下36番1
---	---	----------------

を

〃	〃	廻館字 盛利新田28番地5
---	---	------------------

に改める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定中

〃	若竹町支店	〃 若竹町二丁目4番5号	〃 〃
〃	新橋支店	〃 新橋二丁目26番地の18	〃 〃

を

〃	若竹町支店	〃 若竹町二丁目4番5号	〃 〃
---	-------	--------------	-----

に、

〃	酒田営業部	酒田市中町二丁目5番10号	〃 〃
---	-------	---------------	-----

を

〃	新橋支店	酒田市中町二丁目5番10号	〃 〃
〃	酒田営業部	〃	〃 〃

に改める部分及び別表第6の改正

規定は同月16日から、別表第3の改正規定及び別表第4の改正規定中

三瀬支店	本町一丁目9番7号	〃	〃
------	-----------	---	---

を

大山支店	本町一丁目9番7号	〃	〃
三瀬支店	〃	〃	〃

に改める部分は同月22日から施行

する。

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

##### 山形県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和6年6月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
松山かずよし後援会	松山和好	松山和好	西置賜郡飯豊町大字樺2499番地	令和 6. 6. 3

##### 山形県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和6年6月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

##### 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党南陽支部	柴田正人	主たる事務所の所在地	南陽市宮内18-1	南陽市荻830	令和 6. 1. 1
		代表者の氏名	柴田正人	殿岡和郎	
自由民主党山形県新庄市第一支部	佐藤文一	政治団体の名称	自由民主党山形県新庄市第一支部	自由民主党山形県新庄市第三支部	同 1. 9

自由民主党大石田町支部	大山二郎	主たる事務所の所在地	北村山郡大石田町大字大石田丙161-3	北村山郡大石田町大字豊田855-1	同 3.24
		代表者の氏名	大山二郎	芳賀清	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
佐藤昇後援会	佐藤昇	会計責任者の氏名	佐藤昇	大場守	令和 5.5.15
渋間佳寿美後援会	宗川真希	代表者の氏名	宗川真希	佐藤忠次	同 6.1
武田啓一郎励ます会	武田啓一郎	会計責任者の氏名	武田啓一郎	武田博之	同
山形県税理士政治連盟	高橋龍二	代表者の氏名	高橋龍二	斎藤榮一	同 7.14
つとうまちこ後援会	津藤真知子	主たる事務所の所在地	新庄市堀端町7-70	新庄市本町3-51	同 9.15
山本信治後援会	斎藤榮一	代表者の氏名	斎藤榮一	加藤昌宏	同 10.23
菅野よしあき後援会	菅野千恵	代表者の氏名	菅野千恵	大山富士雄	同 11.20
遠藤幸一後援会	小林宣浩	代表者の氏名	小林宣浩	新野邦昭	令和 6.1.1
深瀬あかりを育てる会	菅原清	代表者の氏名	菅原清	齋藤由布子	同 2.1
		会計責任者の氏名	奥山広美	齋藤久美子	
山形交通労働組合政治連盟	伊藤圭一	代表者の氏名	伊藤圭一	中川賢一	同 2.19
いとう夢人後援会	伊藤夢人	主たる事務所の所在地	米沢市中央6丁目1-152	米沢市金池2-1-11金池ビル2階	同 3.1
		会計責任者の氏名	谷中拓也	佐野洋平	
遠藤りゅういち後援会	遠藤隆一	主たる事務所の所在地	米沢市門東町2-4-33 2F-12	米沢市門東町2-1-5	同 3.7
山形県社会民主主義フォーラム	高橋啓介	会計責任者の氏名	花輪繁	木村正弘	同 3.11
天童創生塾	半田英二	代表者の氏名	半田英二	志田泰久	同 3.14
日本弁護士政治連盟山形県支部	水上進	会計責任者の氏名	阿部則裕	山口将	同 3.26
森谷としお後援会	森谷俊雄	会計責任者の氏名	後藤明彦	佐々木孝一	同 4.1
山形県警備業連盟	本川哲久	会計責任者の氏名	竹野初彦	山田剛	同

山形県中小企業政策推進協議会	安 房 毅	主たる事務所の所在地	山形市小白川町1-8-21-703 ローレル小白川	山形市陣場843-1	同
		会計責任者の氏名	江 袋 一 宏	鈴 木 仁	
オール山形市民の会	梅 津 庸 成	代表者の氏名	梅 津 庸 成	阿 部 喜 之 助	同 4. 5
なんとがさんなね！県民の会	佐々木雄一郎	代表者の氏名	佐 々 木 雄 一 郎	阿 部 喜 之 助	同 4.11
山口ひろあき後援会	浅 野 厚 司	代表者の氏名	浅 野 厚 司	和 田 廣	同 4.22

山形県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和6年6月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 粕 谷 真 生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
佐藤文一後援会	渡 部 良 治	令和 6. 1. 5
山口まさお後援会	丸 山 啓 一	令和 6. 3.31
佐藤光義後援会	太 田 実	令和 6. 3.31
菅野よしあき後援会	菅 野 千 恵	令和 6. 4.22
斉藤みちよ後援会	柴 崎 リ サ	令和 6. 4.29

山形県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

令和6年6月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
嵐 正 人	飯 豊 町 長	あらし正人後援会	西置賜郡飯豊町大字萩生482-6	令和 6. 5. 1

**山形県選挙管理委員会告示第25号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和6年6月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
石川正志	石川正志後援会	公職の種類	山形県議会議員	新庄市議会議員	令和 5. 4. 30
佐藤昇	佐藤昇後援会	公職の種類	上山市議会議員	山形県議会議員	同 5. 15
津藤真知子	つとうまちこ後援会	主たる事務所の所在地	新庄市堀端町7番70号	新庄市本町3-51	同 9. 15
伊藤夢人	いとう夢人後援会	主たる事務所の所在地	米沢市中央6丁目1-152	米沢市金池2-1-11 金池ビル2階	同 6. 3. 1

**企業局関係**

**告 示**

**山形県企業告示第2号**

昭和54年3月県企業告示第1号（県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和6年7月1日から施行する。

令和6年6月28日

山形県企業管理者 松澤勝志

2 収納取扱金融機関の表中 「酒田市下安町16番地の8」 を 「〃」 に改める。

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年6月28日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県総務事務システム等運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 令和6年6月6日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社東北情報センター 新庄市十日町6162番10
- 5 落札金額 128,541,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和6年4月26日

## そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和6年6月28日

山 形 県 住 宅 供 給 公 社  
理 事 長 沼 澤 好 徳

1 県営住宅の名称等

地域	名称	所在地	規格 住宅形式	公募戸数	区分	家賃				敷金	摘要		
						収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者			収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者
	県営五十鈴アパート1号	山形市大野目二丁目2-52	3K 平方メートル 51.2	1	一般用	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	27,200	3月分の家賃に相当する額	
	同	同	同	2	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		
	同	同	同	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	27,200		単身可
	同 2号	同 2-50	同	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		
	同 3号	同 2-46	同	2	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	27,200		
	同	同	同	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		
	同	同	同	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	27,200		単身可
	同 南山形アパート1号	同 南松原一丁目9-5	2DK 49.6	1	同	17,400	20,100	23,000	26,000	29,700	34,300		同
	同	同	3DK 63.1	1	同	22,200	25,600	29,300	33,100	37,800	43,600		
	同 4号	同 9-1	1LDK 39.9	2	同	13,800	16,000	18,300	20,600	23,600	27,200		単身可
	同 馬見ヶ崎アパート1号	同 円応寺町21-27	3DK 59.3	2	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		
	同	同	同	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		単身可
	同 2号	同 21-26	同	3	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		
	同 桧町アパート1号	同 桧町四丁目12-16	同 58.4	1	同	19,200	22,200	25,400	28,700	32,700	37,800		

村山





同 天童駅西アパート3号	同 駅西二丁目2-31	同	61.0	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	30,900	35,700	
同 天童駅南アパート1号	同 田鶴町四丁目18-17	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 2号	同 18-22	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 天童南部アパート2号	同 南町三丁目18-2	3LDK	79.9	1	同	28,300	32,700	37,400	42,200	48,200	55,600	
同 5号	同 18-5	同	79.9	1	同	28,400	32,800	37,600	42,400	48,400	55,900	
同 東根中央アパート1号	同 東根市中央四丁目3-2	3DK	62.6	1	同	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	
同 尾花沢アパート	同 尾花沢市新町一丁目9-36	同	62.6	1	同	18,900	21,800	24,900	28,100	32,100	37,000	
同 近江アパート1号	同 東村山郡山辺町近江1-1	同	62.6	1	同	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,600	24,700	27,900	31,900	36,800	
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,600	24,700	27,900	31,900	36,800	单身可
同 2号	同	同	64.6	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 中原アパート2号	同 中山町大字長崎881-2	同	69.4	1	同	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,400	
同 長崎アパート	同 8035-205	同	62.8	2	同	17,100	19,800	22,600	25,500	29,100	33,600	
同	同	同	62.8	2	同	17,100	19,800	22,600	25,500	29,100	33,600	单身可
同 谷地アパート1号	同 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4-1	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同	同	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	单身可

村山

同	2号	同	同	同	71.1	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同	同	同	同	2LDK	71.1	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同	左沢アパ 一ト	同	同	3DK	59.3	3	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	単身可
同	同	同	同	同	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	同
同	大石田ア パート	同	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	13,900	16,100	18,400	20,700	23,700	27,300	
最上	同	同	同	同	62.8	2	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同	若葉東ア パート1号	同	新庄市金沢1494 -1	同	60.3	1	同	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,800	単身可
同	同	同	同	2DK	60.3	1	同	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,800	同
同	同	同	同	同	74.0	1	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	
同	同	同	同	同	74.0	2	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	
同	春日アパ 一ト2号	同	同	同	61.0	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同	同	同	同	同	75.6	2	同	25,500	29,400	33,700	38,000	43,400	50,100	
同	同	同	同	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	
同	中田第1 アパート1号	同	同	同	68.8	1	同	22,300	25,800	29,500	33,300	38,000	43,900	単身可
同	同	同	同	同	69.9	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同	同	同	同	同	75.4	1	同	24,800	28,600	32,700	36,900	42,200	48,700	
同	同	同	同	同	75.4	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	

同 玉の木ア パート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	単身可
同 成島アパ ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	4	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同 2号	同 2-95	同	64.2	2	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	単身可
同 米沢中央 アパート2号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	23,600	27,200	31,200	35,100	40,200	46,300	同
同 相生アパ ート1号	同 相生町7 -65	同	69.2	3	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同	同	同	69.2	2	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	単身可
同 2号	同	同	72.9	4	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同 3号	同	同	72.9	3	同	24,000	27,700	31,700	35,800	40,900	47,200	
同 小出アパ ート1号	同 長井市台町3- 1	同	55.7	2	同	13,200	15,300	17,500	19,700	22,500	26,000	
同	同	同	55.7	1	同	13,200	15,300	17,500	19,700	22,500	26,000	単身可
同 2号	同 3- 2	同	58.0	1	同	14,000	16,200	18,500	20,900	23,900	27,500	
同 成田アパ ート	同 成田3102 -3	同	58.4	1	同	14,900	17,200	19,600	22,100	25,300	29,200	
同	同	同	58.4	1	同	14,900	17,200	19,600	22,100	25,300	29,200	単身可
同 屋城町ア パート	同 屋城町4 -2	3LDK	72.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,900	
同 関口アパ ート2号	同 南陽市宮内352 -3	2DK	57.3	1	同	18,900	21,800	24,900	28,100	32,100	37,000	単身可
同 桜木アパ ート2号	同 三間通 1229-1	3DK	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	

置賜





同 4号	同 1-4	3K	54.6	1	同	16,300	18,800	21,500	24,300	27,700	32,000	单身可
同 かねア パート1号	同 かね町 一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同	同	同	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	单身可
同 2号	同 21-11	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同	同	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	单身可
同	同	4DK	71.5	1	同	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,300	同
同 東泉アパ 一ト2号	同 東泉町四 丁目15-22	3DK	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	
同 3号	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	单身可
同 島海アパ 一ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同	同	同	69.2	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	单身可
同 2号	同	同	69.2	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	同
同 北新町ア パート	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,300	37,300	
同	同	3DK	64.3	1	同	22,200	25,600	29,300	33,100	37,800	43,600	
同 狩川アパ 一ト	東田川郡庄内町 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	
同	同	同	58.0	1	同	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	单身可
同 余目アパ 一ト	同 余目字大塚93- 1	同	64.2	1	同	15,900	18,400	21,100	23,700	27,100	31,300	同

庄内

庄内	同 遊佐了六 一ト	鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	3	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	单身可
	同	同	同	59.3	1	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下同じ。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（身障者用）」と記載のある県営住宅については、身体障がい者世帯から選考する。
- (3) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和6年7月8日（月）から同月12日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和6年7月12日（金）までの消印のあるものに限って有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

県営住宅の所在する地域	請求先及び提出先
村山	山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階 山形県住宅供給公社村山地域管理事務所
最上	新庄市金沢字大道上2034 山形県住宅供給公社最上地域管理事務所
置賜	米沢市金池七丁目1番50号 山形県住宅供給公社置賜地域管理事務所
庄内	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県住宅供給公社庄内地域管理事務所

5 入居の時期 令和6年10月上旬

令和6年6月28日印刷 発行所 山形県庁  
令和6年6月28日発行 発行人 山形県